

愛知県教育委員会教育長 殿

2019年1月9日

瀬戸市の小中一貫校設置、一貫教育推進について  
県教委の指導を求める請願

住所 [REDACTED]  
氏名 井上 満

1. 請願趣旨

(1) 瀬戸市教育委員会は、小中一貫校（にじの丘学園）を設置し（2020.4開校予定）、全市的にも小中一貫教育を推進しようとしている。しかし、そこには疑問が、多々ある。

①市教委は、5小2中を廃止して小中一貫校を設置することに関して、当該校には、様々な問題があり、深刻化しているという。しかし、それを証拠立てる文書が無い。各校で「深刻」な状況にあったなら、それなりの検討、報告文書が残っているはずである。

②市教委は、「開校を予定している小中一貫校について ～子どもたちの、より良い教育環境づくりのために～」(以下、説明会資料)を公表している。(現在も瀬戸市のHP上で「小中一貫校についての説明会資料」として閲覧可能)

この中で、例えば、「中一ギャップに起因する課題」として、「不登校」、「加害」、「いじめ」の各件数が、小6から中1へかけ、一見、急激に「増加」傾向にあることを示すグラフを掲載している。この出典は、文部科学省「平成25年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」であるが、その文科省の文書には、グラフは出ている(急増傾向を強調する矢印の表示は無い。)が、「中1ギャップに起因する」などと、一言も言及していない。むしろ、文科省(国立教育政策研究所)は、「◆『中1ギャップ』という語に明確な定義はなく、その前提となっている事実認識(いじめ・不登校の急増)も客観的事実とは言い切れない。」と、「中1ギャップ」という用語の安易な使用を戒めているのである。

そしてまた、瀬戸市の同年度の、「不登校」「加害」「いじめ」の実態は、下表のとおりで、上記文科省のデータとは異なる実態であったが、こちらは、なぜか説明会資料に載せていない。市教委が、市民を意図的に一貫校設置の方向へ、リードしようとしたものとも考えられる。

	小6	中1
不登校	10人	46人
加害	4人	0人
いじめ	11人	12人

(瀬戸市教委提供)



- ③そもそも一貫校のカリキュラム編成の基本的考えが、明確になっていない。
- ④文書には「小中一貫校・小中一貫教育について教職員への周知と意見収集」などと記載しながら（2016. 12. 22開催瀬戸市小中一貫校施設整備委員会資料）各学校で教職員への詳細な説明がなされた形跡がない。
- 加えて、瀬戸市教委は、校長、教頭、教務主任、校務主任からのみ「意見収集」を行ったが、「なぜこの4人だけ対象としたのか」との私の質問に答えて、「校長、教頭、教務主任、校務主任に聞くことで、全ての教員の考え方も反映できるものと考えた」と、うそぶく始末である。
- ⑤一貫校については、県教委に対し人的加配を要請しつつ、他の学校について（一貫教育を行うとしながら）、人的加配要求の考えは無い（2018. 12. 25市教委「回答」）という。これでは、一貫校についてのみ手厚く対応し、結果的に、学校間格差が生じないか、大いに疑問がわくところである。
- ⑥瀬戸市教委の試算では、5小2中を廃し一貫校設置により、45人の教職員が削減できるというが、このような大量の削減は、瀬戸市全体の「教育力」を低下させるものではないのか。この点についても、市教委の説明がない。
- ⑦一貫校について、県教委が人的加配を認めない場合、瀬戸市教委独自に採用し、計画を推進するという固い方針を有しているわけでもない。一貫校においては、あれも行いたい、これも行いたいと、いろいろ提示しているが、推進の意思がどこまで本気なのか、大いに疑問である。
- ⑧一貫校設置（行政による統廃合計画）に伴い、長距離、長時間の登下校を強いられる児童生徒のバス利用について、関係保護者らが行政に補助を求めるのは当然であると考えるが、市・市教委は、未だに態度を明確にしない。
- ⑨市教委が公にしている一貫校、一貫教育関係の文書（市教委曰く「必要不可欠な文書」さえも）について、起案、決裁文書が「不存在」（市教委に対する情報公開請求で判明）であり、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会から、「注意」される始末である（右審査会H30.12.19付「答申第34号」）。
- ⑩现阶段において例示（？）されている一貫校の実践内容、そして一貫校新設により当然のこととして期待される「一定の成果」を考えると、余程人的環境が整わない限り、教職員の多忙化が危惧される。より一層の多忙化は、県教委の方針にも反する。
- ⑪2016. 9. 2に開催された平成28年度第1回瀬戸市総合教育会議議事録（8頁）には、市長の以下のような発言が記載されている。

市長

再確認を含み、「小中一貫教育」と「小中一貫校」とは、似て非なるものなりと、とのお話だったと思います。本日は、皆さんに様々なご発言をしていただいたと思います。ありがとうございました。」（下線=引用者）

「この『似て非なるもの』との認識は、総合教育会議出席者の共通認識であると確認してよいか」と市教委に質したところ、市教委は、「市長が会議の場で所感として発言したと認識しております。」と文書回答した（2018.12.25）。

つまり、市教委は、「共通認識だ」などと言えないのである。なぜなら、市教委は、「一貫校における教育課程の素案」を完成させ、それをもとに「一貫教育の教育課程の素案」を完成させる、と記しているからである（2017.8.28瀬戸市一貫校開校準備委員会資料参照）。「所感」であっても、誤った認識を前提にしているならば、訂正すべきではないかと思われるが、いずれにしても、現状においては、市長と教育委員（会）が、一貫校、一貫教育について、異なる見解を持っているようである。このような「管理者」の不統一も大きな心配の一つである。

⑫上記のように、一貫校、一貫教育について、様々な疑問があるので、私が、市教委に対し、「面談して話を聞きたい」旨要請しても、「質問は文書で」と、面談要請を拒否している。これが、民主主義社会の教育行政かと、瀬戸市民として、暗澹たる気持ちになる。

(2) このまま、一貫校、一貫教育へ突き進めば、主に児童生徒、教職員らが大きな「負担」を背負い込むことになりかねない。そうなってからでは、遅い。よって、以下のように請願する。

## 2. 請願項目

(1) 県教委は、小中一貫校（にじの丘学園）について、その設置理由、学校運営、教育内容等々、及びその他の学校の一貫教育の推進について、適法、適正に行われているのか調査し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条に基づき、瀬戸市教委を指導すること。

以上